

令和5年度事業報告

I 社会福祉法人福岡県厚生事業団事務局

1 概要

当事業団は、福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の指定管理者として、令和3年度からの5年間、施設管理に関する基本協定を福岡県と締結するとともに、高次脳機能障がい支援拠点機関として委託事業を継続実施している。また、令和5年度からは、新たに委託事業として福岡県発達障がい者支援センター（福岡地域）サテライトオフィス運営事業を実施している。

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類感染症に変更されたが、本施設では、基礎疾患を抱える多くの入所者を抱え、施設に新型コロナウイルスを持ち込まないよう、職員・利用者には検温・マスク・手指消毒、三密回避での活動など衛生面での対応を課し、職員に対する抗原検査を定期的実施するなど感染防止策を講じてきたところである。

5類移行により社会経済が日常を取り戻していく中であって、入所者の状況については、コロナ感染症の蔓延期に病院等への施設紹介訪問が滞ったこと等による影響で、依然として定員を大きく割り込んでおり、経営環境は極めて厳しい状況である。

こうした中、令和5年度は4年ぶりに施設紹介訪問を再開したところであり、引き続き、センターが関係機関と長期にわたり構築した信頼関係と実績を基礎に、関係機関へ積極的な利用者獲得活動を展開するとともに、これまで以上に職員全員の力を結集し、質の高い福祉サービスの提供及び支援の強化並びに診療所機能の活用を図り、更なる経営の安定化に努めていく。

2 評議員会及び理事会の開催

定款第12条及び第26条の規定に基づき、次のとおり評議員会及び理事会を開催した。

・評議員会

	開催年月日・場所	付議事項	結果
第1回	令和5年6月29日 13:20 ～14:20 福岡県中小企業振興センタービル 401A会議室	1 令和4年度福岡県厚生事業団事業報告書について 2 令和4年度福岡県厚生事業団決算報告書について 3 社会福祉法人福岡県厚生事業団の理事及び監事の選任について	原案承認
第2回	令和6年3月29日 13:25 ～14:35 福岡県中小企業振興センタービル 401A会議室	1 令和5年度福岡県厚生事業団補正予について 2 令和6年度福岡県厚生事業団事業計画について 3 令和6年度福岡県厚生事業団当初予算について 4 福岡県厚生事業団理事の欠員について 5 福岡県厚生事業団理事の選任について	原案承認

・理事会

	開催年月日・場所	付議事項	結果
第1回	令和5年4月3日 14:55 ～15:05 福岡県厚生事業団 大ホール	1 社会福祉法人福岡県厚生事業団理事長の選定について	兵頭理事を理事長に選定
第2回	令和5年6月7日 13:30 ～14:45 福岡県厚生事業団 大ホール	1 令和4年度福岡県厚生事業団事業報告書について 2 令和4年度福岡県厚生事業団決算報告書について 3 社会福祉法人福岡県厚生事業団の評議員選任候補者の推薦について 4 評議員か選任する理事及び監事の候補者の推薦について 5 福岡県厚生事業団評議員選任・解任委員会の招集について 6 福岡県厚生事業団第1回評議員会の招集について	原案承認
第3回	令和5年6月29日 15:25 ～15:35 福岡県厚生事業団 大ホール	1 社会福祉法人福岡県厚生事業団理事長の選定について 2 社会福祉法人福岡県厚生事業団業務執行理事の選定について	兵頭理事を理事長に選定 原案承認
第4回	令和6年3月14日 13:27 ～14:50 福岡県厚生事業団 大ホール	1 令和5年度福岡県厚生事業団補正予算について 2 令和6年度福岡県厚生事業団事業計画について 3 令和6年度福岡県厚生事業団当初予算について 4 福岡県障がい者リハビリテーションセンターセンター長の選任について 5 福岡県厚生事業団理事の欠員について 6 福岡県厚生事業団常勤嘱託職員規程等の改正について 7 福岡県厚生事業団第2回評議員会の招集について 8 評議員会が選任する新理事候補の推薦について 9 社会福祉法人福岡県厚生事業団事務局長の選任について 10 福岡県厚生事業団第2回評議員会の招集にかかる付議事項の追加について	原案承認

3 施設の運営

当事業団はこれまで、福岡県障がい者リハビリテーションセンターを管理・運営する指定管理者として、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が地域生活にスムーズに移行できる施設づくりに取り組んできたところである。

指定管理期間の3年目となる令和5年度は、これまで以上に、全職員が一丸となって、この期間中に質の高い訓練内容の充実と就職活動も含めた地域生活移行に向けたサービスの向上を図ってきた。

福岡県により令和3年度から整備が進められてきた空調設備の改修が、令和5年7月に完了したことで訓練環境や入所・居住環境の改善が図られた。特に、体育館の空調設備が整備されたことで、一年中体育館を使用することができ、リハビリ等カリキュラムに幅広く活用できることとなった。

4 職員の確保と人材育成

平成25年4月に施行された労働契約法の改正に対応するため、有期契約職員から無期契約職員への転換制度の施行等、数々の制度改正を進めてきたところである。

同一労働同一賃金制度の趣旨に沿って職員の了解も得た上で給与制度等を大きく改定し、均等・均衡待遇への制度を構築し、また、令和5年度に、福祉・介護職員、看護師、理学療法士等への処遇改善手当の引き上げを行うなど、職員の士気向上を促してきた。しかしながら、利用者の減少に伴う自立支援費等収入の減少のため、やむなく、2年連続して給料のベースアップを見送ることとなった。

利用者サービスの向上を推進していくため、全職員の資質の向上が必須であり、対外研修や会議等への積極的な参加を奨励し、情報収集と自己研鑽に努めさせた。また、令和5年度には、当法人の実態にあった職員の士気の向上に繋がる人事評価制度の試行的導入を行ったところである。

センター長が令和5年度末で退職することとなり、常勤医師が不在となることから、センターの特色である「リハビリテーション」、「高次脳機能障がい」、「発達障がい」の分野に見識のある常勤医師の招聘が最重要課題となっている。

5 広報活動の推進

利用者確保や地域との連携を図っていく観点から、県内関係機関への施設PRパンフ・資料の送付など広報活動を強力に進め、入所者の確保に向けた努力を行ってきた。また、周辺の市町の広報誌や福岡県が県内の行事を知らせる新聞紙上に、家族支援相談会やリハ講座の開催等についての広報を、令和5年度も引き続き行った。

新型コロナウイルス感染拡大の影響とみられる入所者の減少への対策として、4年ぶりに入所者の大きな紹介先である病院等への施設紹介訪問を再開した。

また、長年の懸案であった当センターのホームページの全面改修を行い、施設のPR・周知に努めているところであり、今後も、逐次、情報発信を行っていく。

II リハビリテーションセンター

1 方針

当センターでは、身体障がい者、高次脳機能障がい者、発達障がい者に対する機能訓練・生活訓練を実施し、利用者の自立と地域社会への参加に向け訓練・支援プログラムの充実を図ってきた。

しかしながら、令和2年度から4年度までの3年間は新型コロナウイルス感染拡大により、これらのプログラムの縮小と自粛を余儀なくされたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が5類へと移行したことに伴い、プログラムを以前の状態に戻すことができた。

高次脳機能障がい者に対するプログラムにおいては、注意力や認知力などを涵養する手段として神経心理学的手法による新しい評価とプログラムの構築を引きつづき図った。

なお、高次脳機能障がいについては、当事者・家族に寄り添う支援を充実させ、福岡県高次脳機能障がい支援事業の各拠点の中核的な役割を果たした。

また、令和5年度より、福岡県から発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）サテライトオフィス運営事業を受託し、事業を開始したところである。

2 実績

(1) 利用の状況

医療機関や計画相談支援事業所等との連携を通じて利用率の向上に努め、利用者ニーズに応じた訓練の提供と、退所後の地域生活移行に向けた関係機関との連携や社会資源情報の活用を図ったが、数年前からの新型コロナウイルスの影響により、安定した利用者の確保には至らず、前年度の利用者を下回る結果となった。

・利用者数推移（月平均人数：月初日在籍ではなく1日あたり平均人数）

① 自立訓練	月平均	69.8名	（前年度79.2名、計画87.0名）
・機能訓練	月平均	48.1名	（前年度51.5名、計画59.0名）
・生活訓練	月平均	21.6名	（前年度27.7名、計画28.0名）
② 施設入所支援	月平均	56.1名	（前年度62.9名、計画68.0名）

(2) 退所の状況

利用者のニーズや障害の状況を反映したプログラムを実施し、地域生活移行支援に取り組んだ結果、退所者56名のうち28名の家庭復帰、グループホームに10名の退所支援を図ることができた（地域生活移行率67.8%）。

就労に関する転帰としては、新規就労4名、復職3名、就労継続支援A型3名で、就労系への移行者は合計10名（17.9%）と前年度（18.2%）を若干下回ったものの高い結果を維持することが出来た。今後もさらにプログラムの充実や関連機関との連携を図り、地域生活移行率および就労率の向上に努めていく。

3 サービスの提供等

- (1) 脳血管障がい・脊髄性疾患・切断等の身体障がい者、高次脳機能障がい・発達障がい者に対し、利用者個々人の目標を明確にし、それぞれに適したリハビリテーションプログラムを提供し、社会復帰の支援・生活の質（QOL）の向上を図った。
- (2) 当センターの役割を明確にするため、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟を有する病院、精神科病院等の医療機関に対して、当センターのリハビリテーションプログラム内容とその効果を広報した。また、新利用者の入所1ヶ月を目処に入所前病院を訪問し、情報共有を図った。コロナの影響により訪問を制限される病院もあったが、その場合も電話連絡及び現状報告書を送付することで連携を図った。
- (3) 障がい者の自立と社会参加・就労など円滑な地域移行支援に向けて、障害者職業センターや障がい者就労・生活支援センター等の関係機関との連携ネットワークを充実させた。
- (4) ホームページ、機関誌「とびうめ」、「Inte る通信」、地域広報誌などにより、当センターの情報を発信し積極的な広報を図った。
- (5) 高次脳機能障がい者、脳疾患患者の認知機能や身体機能と自動車運転に関わる取り組みの実践・研究・教育に関する情報交換や討議を通し、適切な運転と社会的安定性の確保について、また、安全運転および運転再開・中止などの医学的問題について、「福岡県安全運転医療連絡協議会」で協議を深めた。
- (6) 利用者全員に実施する「利用者満足度調査」や、利用者のご意見やご要望を承る「意見箱」の調査結果を検証し、適切で質の高いサービスの提供に努めるとともに、その調査結果について利用者等に公開し、対応策を実行した。
- (7) リハビリテーションプログラム遂行に当たり地域ボランティアにも参加を呼びかけ、訓練補助として11名のボランティアを活用した。
- (8) 福岡県障がい者スポーツ大会参加の推進を図り、障がい者スポーツに対する意識を高めた。

4 高次脳機能障がい支援事業

福岡県では当リハセンターとともに、産業医科大学病院、久留米大学病院および福岡市心身障がい福祉センターの4機関が、高次脳機能障がい支援拠点機関として支援ネットワークを構成している。

令和5年度においては、定期的な家族支援相談会（センター4回、クローバープラザ6回）を実施するとともに、専門相談ホットラインを通して当事者や家族、医療関係など関係機関の相談支援に取り組んだ。また、行政機関・医療・福祉施設従事者、教育関

係者などを対象とした支援セミナーを2回、講演会を1回開催した。このうち支援セミナーについては、センターがホストとしてZOOM配信を行った。その他、高次脳機能障がい者および家族が運営する家族会（県内4ヶ所）を2回開催し、現状課題等について協議した。

5 発達障がい支援事業

令和5年度より、福岡県から発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）サテライトオフィスとして「発達障がい支援事業」を受託している。県内4カ所の発達障がい者支援センターより当センターに困難ケースとして対応を依頼された、主治医のいない18歳までの思春期の方で訪問支援を必要とする方を対象として、医師の指示により訪問相談支援を実施している。併せて、発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）より依頼があり医師が受け入れ可能と判断した一般的な発達障がい者の相談も担っている。

なお、令和5年度の相談支援件数は13件であった。

6 リスク管理の徹底

(1) 利用者の日常的な健康管理については、頻度の高い症候性てんかん発作時の指導はもとより、食中毒・インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染症に対する予防や対策に努めてきた。特にコロナ対策については、平時の感染症予防施策から有事の感染対策までを想定したBCP（事業継続計画）に則り、センター内での感染拡大時の運営継続を図った。

転倒事故等に対しては、事例ごとに検証と協議を行い事故再発防止に努めた。

(2) 火災や地震のリスクは常に潜在していることを踏まえ、消防計画に基づく避難・消火訓練等を通して緊急発生時の体制強化を図った。なお、大規模自然災害に対するBCP（事業継続計画）を策定して、災害時の事業運営が継続できるよう努めた。

(3) 利用者や職員の安全・安心を確保していくため、最低限の防犯への備えと意識を心がけていく必要がある。そのため防犯の具体的方法や緊急時の職員の役割等を定めた防犯マニュアルをもとに、防犯体制の確立に努めた。

7 地域福祉への貢献

(1) 地域の医療機関、福祉または介護保険事業所との各種連絡会議への参画

(2) 障害支援区分に係る市町村審査会への職員の派遣

(3) 講演・研修会・講習会等への講師派遣

(4) 地域のボランティアの活用、健康福祉まつりへの参加

(5) 地域の障害福祉啓発のための小学校との交流事業

8 診療所

入所、通所利用者の保険診療のほか、高次脳機能障がい者及び発達障がい者等の外来保険診療を行った。

(1) 診療科目は、リハビリテーション科・内科・精神科を標榜

(2) 診療体制は、医師1名（センター長）、看護師3名、臨床心理士1名で構成

(3) 診療内容

診療所の併設により、センター利用者の症候性てんかん発症および骨折等の際、迅速に対応可能となり、利用者にとって安心できる入所および通所リハビリテーションを実施できている。一方、当センター利用を希望する障がい者および外来の高次脳機能障がい者に対して、医師であるセンター長は、CT画像解析および問診等によりリハビリテーションの適応か否かを診察し、臨床心理士は、認知検査や心理検査等を実施して、診断の補助的な役割を担っている。

なお、令和5年度の利用者診察件数¹⁾は814件（前年度909件）、また、外来診察件数は378件（前年度304件）であった²⁾。

※1) 診察件数は、利用者等の診療および投薬処方、リハビリテーション実施計画に係る定期診察の件数。

※2) 利用者と外来者の診察件数は令和3年度より集計内容を変更し、毎月の初診外来、再診数および診断書依頼数、医師意見書等数を集計。

令和6年度事業計画

新型コロナウイルス感染の感染症法上の位置づけが、令和5年5月に季節性インフルエンザ等と同じ第5類感染症に変更され、社会経済は、ほぼ日常を取り戻している状況である。

本施設では、基礎疾患を抱える多くの入所者を抱え、施設に新型コロナウイルスを持ち込まないよう、職員・利用者には検温・マスク・手指消毒、三密回避での活動など衛生面での対応、関係者との面会場所・時間の制限、外出規制などを課し、県の措置した職員の抗原検査を定期的実施するなど感染防止策に努めてきたところである。

5類移行後は、衛生面での対応は継続しているが、関係者との面会場所・時間の制限、外出規制などは、解除しているところである。

入所者の状況については、過去3年間の病院等への施設紹介訪問が、病院等側の都合により、滞ったことによる影響があったと思われ、新規入所者がかなり減少し、一方退所者は、入所期限内に退所するため、かなりの減少となり、一時期、入所者が定員の5割を割り込み、大幅に事業収入が減少したところである。

令和5年度は、4年ぶりに病院等への施設紹介訪問を再開したことにより、令和6年度は、この成果が現れるものと考えているが、令和6年度においても、継続的に実施し、利用者確保を図り、経営の安定化に向けて努力する。

I 事業団事務局

1 法人の運営

事業団の運営にかかる業務執行に関する意思決定機関である理事会及び定款の変更、役員の選任・解任、事業計画・事業報告、予算・決算等の重要事項の議決機関であるとともに理事の職務執行の監督等を行う評議員会を定期にまた必要に応じて臨時に開催して、事業団を取り巻く環境に的確に対応した運営を行う。その際には、監事による事業及び業務の実施状況並びに会計経理の監査を適時実施し、その適正運営を担保する

特に、事業団の設置する施設は、福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）のみであり、法人は、センターの運営に主力を注ぐことが可能であり、常勤の理事長のもと、センターの運営に的確に対応する。

2 施設の運営

当事業団はこれまで、センターを管理・運営する指定管理者として、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が地域生活にスムーズに移行できる施設づくりに取り組んでいるところである。

令和6年度は、指定管理期間(令和3年度から7年度まで)の4年目となるが、令和8年度からの次期指定管理については、令和7年8月上旬に福岡県の説明会、令和7年9月中旬が申請締切のスケジュールが想定される。

このようなことから、令和6年度は、令和7年9月の申請に向けた当法人の管理するセンターが、他の法人に負けない特色等を検討し、申請に結びつけて行かねばならない。このため、理事長を中心として、センター職員が一丸となって取り組んでいく。加えてこれまで以上に、質の高い訓練内容の充実と就職活動も含めた地域生活移行に向けたサービスの質の更なる向上を図っていく。

また、5年度に実施が可能となった病院等への施設訪問により長年構築してきた関係

機関とのネットワークの再構築、強化を図り、利用者確保と経営安定化を引き続き推進する。

施設、設備の老朽化に対応するため、福岡県による令和6年度からセンターのトイレ等の大規模改修が実施されることとなっているが、規模の大きな改修に当たっては、工事中の事故の防止について細心の注意を払っているところであり、事故防止や円滑な工事の実施について、福岡県と情報を密にしながら対応していく。

3 職員の確保と人材育成

令和6年度の最重要課題であるが、常勤の医師が不在であることから、センターの特色である「リハビリテーション」、「高次脳機能障がい」、「発達障がい」の分野に見識のある常勤医師の招聘に全力を注ぐ。指定管理の申請においては、他法人との差別化を図るためにも、常勤医師の招聘は、次期指定管理者の申請に必須の課題であるため、理事長を中心に全力で招聘業務を進めるものである。

当事業団においては、有期契約職員から無期契約職員への転換制度の実施、無期契約職員に係る昇給制度の導入、無期契約職員に係る処遇改善である有給休暇の拡大など休暇制度の改善、福祉・介護職員・看護師・理学療法士等への処遇改善手当の支給を行い就業環境の改善に努めてきたところである。今後とも、就業環境の整備に努めて行くこととする。

また、令和5年度からは、当法人の実態に合った職員の士気の向上に繋がる人事評価制度を導入を図ったところであるが、今後は、職員の士気の向上に繋がることはもちろんであるが、職員の主体的な能力開発・技術の向上を図ることを目標に検討を進めていくこととしている。

利用者サービスの向上を推進していくため、全職員の資質の向上が必須であり、対外研修や会議等への積極的な参加を奨励し情報収集と自己研鑽に努めるとともに、所内研修の充実や症例に関する考察などを図り、研修成果を活かせる環境整備を図っていく。

なお、適切な職員配置や経営上の課題解決については、今後も県と協議を重ねながら検討・実施していく。

4 広報活動の推進

利用者確保や地域との連携を図っていく観点から、これまで以上に広報活動を強化するとともに医療機関を中心に関係機関を直接職員が訪問することにより、センターの取り組みについて情報発信や周知に努める。

令和5年度から、入所者の大きな紹介先である県内外の病院への直接訪問の積極的実施、特に継続的に利用者の紹介があったが、近年その紹介が途絶えている医療機関を訪問し、その要因を分析し、利用者増に繋げていく。

令和5年度に長年の懸案であった当センターのホームページの改修が完了し、効率的な情報発信等が可能となったので、逐次、広報に利用していく。

II リハビリテーションセンター

1 方針

リハビリテーションセンター（リハセンター）では、身体障がいや高次脳機能障がい、発達障がいの機能訓練・生活訓練を実施し、医療・福祉サービスの提供および支援の強化、サービスの向上を図ってきた。令和6年度は、利用者のニーズに対する適切な対応を目指し、サービス品質の向上、経営の安定化に向けて、これまで以上に緊張感と使命感及び責任感をもって職員の総力を結集した施設経営に努めていく。

訓練・支援サービスについては、平成28年度より、従来からの「基本プログラム」に加え、利用者の主体性、選択性、意志決定を尊重し、自立した日常生活または社会生活の実現を目標とした「選択プログラム」を開始した。続けて平成30年度に、就労前プログラムとして、パソコンプログラムを開始し、就労支援を強化した。

令和2年度にはプログラムの全体的な見直しと体系化を行い、新たに目標志向型プログラム（ADL自立系プログラム、IADL向上プログラム、高次脳機能障がいプログラム、就労系プログラム）の提供を追加した。

令和4年度からは、高次脳機能障害プログラムにおいて、注意力や認知力などを涵養する手段として、神経心理ピラミッドに基づくプログラムの構築を図ってきたところである。

令和6年度も引き続き、各プログラムの効果を精査・分析しながら訓練・支援サービスのさらなる充実を図っていく。

なお、「高次脳機能障害支援事業」については、福岡県高次脳機能障がい支援事業に積極的に参画し、医療や福祉関係従事者などへの研修事業や相談支援体制の充実を図り、高次脳機能障がいに対する普及啓発を勧めていく。

さらに、国内の発達障がい者の総数も徐々に増加している状況もあり、令和6年度も就労の可能性のある発達障がい者の受け入れを行う。また、これと並行して、令和5年度より、福岡県が県内4地区に設置している「発達障がい者支援センター」の困難ケースへの訪問等を行う支援事業を受託したが、これを継続する。

2 実績ならびに方向性

(1) 利用者数目標（令和6年度）		（令和5年度実績 令和5年2月1日現在）	
①自立訓練	85名	(70名)	[定員106名]
・機能訓練	59名	(52名)	[定員 76名]
・生活訓練	26名	(28名)	[定員 30名]
②施設入所支援	65名	(51名)	[定員100名]

(2) 社会参加の促進

ここ数年、地域移行率（家庭復帰・グループホーム）・就労率（新規・復職・就労継続A型）は高い数値を維持している。（令和4年度、地域移行率81.8%、就労率18.2%）今後も地域移行率・就労率の更なる向上を目指し、

目標志向型プログラムや就労支援プログラムの充実を図っていく。

(3) 重点方針

- ① 脳血管障がい・脊髄損傷・切断などの身体障がい者、及び高次脳機能障がい者に対し、利用者個々のニーズを基本とした明確な目標に対して、質の高いリハビリテーションプログラムを提供し、就労を含めた社会復帰の支援・生活の質（QOL）の向上に引き続き取り組む。特に就労支援については、就労前プログラムのさらなる充実、就労関係機関との連携を強化し、社会参加を促進していく。
- ② 当センターの役割を明確にするため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟を有する病院、精神科病院等の医療機関に対して、当センターのリハビリテーションプログラム内容とその効果を広報すること、また、連携訪問によるスタッフ相互間の情報共有を継続して行う。また、より効率的な広報手段を探るべく現状分析・検証を行っていく。
- ③ 障がい者の自立と社会参加・就労など、円滑な地域移行支援に向けて関係機関との連携ネットワークを充実させる。
- ④ ホームページ、および機関誌「とびうめ」発刊、古賀・福津・宗像・新宮の地域広報誌、各職種の学術集会・研修会における発表などにより当センターの取り組みや情報発信を図る。
- ⑤ 高齢者、認知症患者、高次脳機能障がい者、その他の脳疾患患者の安全運転および運転再開・中止などの医学的問題について「福岡県安全運転医療連絡協議会」で協議を深めていく。また、各機関から要望のある自動車運転シミュレーターについて、令和7年度導入を目指し検討を進める。

3 利用者サービスの向上

- ① 利用者全員に「利用者満足度調査」を継続して実施する。また、利用者のご意見やご要望等を承る「意見箱」の調査結果を検証し、適切で質の高いサービスの提供に努めるとともに、その調査結果や改善内容を利用者等に公開する。
- ② リハビリテーションプログラム遂行に当たり地域ボランティアにも参加を呼びかけ地域に開かれた施設づくりを目指す。

4 高次脳機能障害支援事業

福岡県ではリハセンターとともに、産業医科大学病院、久留米大学病院及び福岡市立心身障がい福祉センターの4機関が、支援拠点機関として支援ネットワークを構成している。令和6年度も連携体制の継続維持と強化を図りながら、小児の高次脳機能障がい、自動車運転再開など様々な課題に対し、引き続き取り組んでいく。

5 発達障がい支援事業

令和5年度より、福岡県から発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）サテライトオフィスとして「発達障がい支援事業」を受託している。県内4ヶ所の発達障がい者支援センターから当センターに困難ケースとして対応を依頼された、主治医のいない18歳までの思春期の方で訪問支援を必要とする方を対象として、医師の指示により訪問相談支援を実施している。併せて、発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）から依頼があり医師が受け入れ可能と判断した一般的な発達障がい者の相談も担っている。令和6年度についても、本事業を継続する予定である。

6 リスク管理の徹底

利用者の日常的な健康管理については、頻度の高い症候性てんかん発作時の指導はもとより、食中毒や季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス（コロナ）の感染症に対する対策や予防に努めていく。特に、コロナを含めた感染症発症時の事業継続計画を策定し、感染症発生から速やかに平常時の運営へ移行できるようにする。

一方、日常生活面については、利用者が安心して訓練や入所生活が出来るよう、転倒事故などは事例ごとに検証と協議を行い再発防止に繋げる。さらに、火災や地震のリスクは常に潜在していることを踏まえ、消防計画に基づく避難・消火訓練等を通して緊急発生時の緊急体制の強化を図る。また、利用者や職員の安全・安心を確保していくため、最低限の防犯への備えと意識を心がけていく必要がある。そのため、防犯の具体的方法や緊急時の従業員の役割等を定めた防犯マニュアルをもとに、防犯体制の確立に努める。

7 地域福祉への貢献

- (1) 地域の医療機関、福祉または介護保険事業所との各種連絡会議への参画
- (2) 障害支援区分に係る市町村審査会及び介護認定審査会への職員の派遣
- (3) 地域の障害福祉啓発のための小学校との交流並びに小・中学生の職場体験実習
- (4) 講演・研修会・講習会等への講師派遣

8 診療所

脳出血や脳梗塞などの脳血管疾患や事故等による頭部外傷により脳に損傷を受けられた方並びにその他の疾患による障がいをお持ちの方に、医学的診察を行った後、自立訓練（機能訓練・生活訓練）機能と「診療所」の保険診療機能の重層化による効果的なりハビリテーションを提供している。

令和6年4月からの診療所管理運営は、常勤医師1名から3名の非常勤医師体制で運営することになるが、利用者が施設で入所生活を送る上で、日常的な健康管理、検査、内服薬処方並びにリハビリテーションの適応の判断など、医師による継続的な診療が不可欠であるため、引き続き診療所運営を行う予定である。

また、利用者からの各種診断書作成、医師意見書などの作成依頼についても、これまでどおり対応する。